# 特定計量制度および特定計量システムの導入に伴う当社個人情報の取り扱いの改定について(共有)

2025年11月 北陸電力送配電株式会社

# 特定計量システムの利用に関する個人情報の取扱い

## ▶ 特定計量システムの利用に関する個人情報の取扱い

- 特定計量システムの利用に際し、受電点事業者と当社において、需要者または発電者の個人情報を取り扱う(提供する)場合があります。
  - ✓ 受電点事業者⇒当社:需要者からの申し出(同意)にもとづき、需要者名義や住所を提供(利用申込)する等
  - ✓ 当社⇒受電点事業者:需要者の機器点電力量を提供する等
- 需要者または発電者の個人情報を第三者提供(共同利用)する場合、「①需要者または発電者本人の同意を得る」も しくは「②需要者または発電者本人が容易に知り得る状態(例:HPへの個人情報のお取扱いについて(共同利用) 掲載)にすることで需要者または発電者本人の同意を不要とする」いずれかにて対応する必要があります。(個人情報保 護法第27条第5項第3号)
- 現行、「託送供給等に関する個人情報」を共同利用する旨は、当社HPの「個人情報のお取扱いについて」(プライバシーポリシー)に規定しているところ、「特定計量システムの利用に関する個人情報」の共同利用(当社→受電点事業者:パターン2にて需要者の機器点電力量を提供する等)についても、当社HPへの「個人情報のお取扱いについて」(共同利用)に掲載を予定しており、現時点案について次スライドのとおり、共有させていただきます。
- なお、受電点事業者は、特定計量システムを利用するにあたって、「特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴う ご説明資料」の「5-1-2.サービス利用に際しての留意点(パターン1および2)」に記載のとおり、需要者または発電者からの 同意取得について、ご対応をお願いいたします。

## ▶ 「個人情報のお取扱いについて」に掲載する場合の共同利用項目(個人情報保護法第27条第5項第3号の規定内容)

- 1. 共同利用する者の範囲
- 2. 共同利用の目的
- 3. 共同利用する情報項目
- 4. 共同利用の管理責任者

# 参考:当社の「個人情報のお取扱いについて」改定案(朱書き:改正個所)

#### 【小売電気事業者の変更及びネガワット取引に関する利用】

現時点での改定案のため、今後変更となる可能性がございます

(1) 共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

- 小売電気事業者
- 電力広域的運営推進機関
- 需要抑制契約者
- (2) 共同利用の目的
  - ① 託送供給契約又は電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
  - ② 小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次のため
  - ③ 供給(受電)地点に関する情報の確認のため
  - ④ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく当社の業務遂行のため
  - ⑤ ネガワット取引に関する業務遂行のため
  - ⑥ 特定計量制度および特定計量システムに関する業務遂行のため
- (3) 共同利用する情報項目
  - ① 基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
  - ② 供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する当社の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
  - ③ ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
  - ④ 特定計量制度および特定計量システムに関する情報:機器点特定番号、機器点計器情報、機器点設備情報、機器点電力量、 機器点検針日、機器点サービス情報、機器点情報異動年月日
- (4) 共同利用の管理責任者
  - ① 基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者 (但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、当社)
  - ② 供給(受電)地点に関する情報:当社ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者
  - ③ 特定計量制度および特定計量システムに関する情報:機器点特定番号、機器点検針日、機器点電力量、機器点情報異動年月日:当社機器点計器情報、機器点設備情報、機器点サービス情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者

## 5-1-2.サービス利用に際しての留意点(パターン1および2)

20

### 需要者または発電者からの同意取得について

- パターン1およびパターン2を利用するにあたって、当社がサービスの実施に必要な需要者または発電者の情報を当社が受電 点事業者または利用事業者に対し提供する場合があります。
- 受電点事業者はパターン1およびパターン2の利用を開始する申込みに際して、あらかじめ需要者または発電者から「当社が サービスの実施に必要な需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者または利用事業者に対し提供すること」の承 諾をえていただいたうえで申込みをしていただきます。
- |■ また、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更される場合、 本サービスを利用する供給地点の需要者 または発電者が変更された後も継続して本サービスの利用を希望する場合、需要者または発電者の変更前に上記の承諾 を新たな需要者または発電者から取得いただく必要がございます。

#### > 需要者変更時の対応イメージ

